

添付資料1 リスク分担表（案）

(1) 共通事項

| 段階 | リスクの種類 | リスクの内容 | 市 | 事業者 |
|-----------------------|--|--|---|-----|
| 共通 | 計画変更 | 市の指示による事業内容・用途の変更によるもの | ○ | |
| | 施策変更 | 市の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの | ○ | |
| | 公募書類 | 入札説明書等の誤りによるもの | ○ | |
| | 資金調達 | 市が必要な資金を調達できない場合 | ○ | |
| | | 事業者が必要な資金を調達できない場合 | | ○ |
| | 法令変更 | 本事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く）によるもの | ○ | |
| | | 上記以外の法令の新設・変更（税制度を除く）によるもの | | ○ |
| | 税制度の変更 | 法人税の変更によるもの | | ○ |
| | | 本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更によるもの | ○ | |
| | | 消費税の変更によるもの | ○ | |
| | | 本施設の取得（自由提案施設を除く）及び所有に関する税制度の変更によるもの | ○ | |
| | 許認可の遅延等 | 市の責めに帰すべきもの | ○ | |
| | | 上記以外の事由によるもの | | ○ |
| | 住民対応 | 施設（自由提案施設を除く）の設置自体に関する反対運動、訴訟、要望等への対応とそれに伴う計画遅延、条件変更、費用の増大等によるもの | ○ | |
| | | 上記以外及び事業者が実施する業務に起因する反対運動、訴訟、要望等への対応とそれに伴う計画遅延、条件変更、費用の増大等によるもの | | ○ |
| | 金利変動 | 事業契約書（案）に定められた基準金利決定日までの金利変動による費用の増加等によるもの | ○ | |
| | | 基準金利決定日以降の金利変動による費用の増加等によるもの | | ○ |
| | 契約の未締結 | 議会の議決を得られないことによるもの | △ | △ |
| 上記以外の市の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ | | |
| 事業者の責めに帰すべき事由によるもの | | | ○ | |
| 上記以外の事由によるもの | | △ | △ | |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象及び感染症等をいう。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等による、事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能によるもの | △ | △ | |
| 第三者賠償 | 市の責めに帰すべき事由によるもの | ○ | | |
| | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ | |

※リスク負担者が市及び事業者の両方となっているリスク(△)については、責任分担の程度等を事業契約書(案)で示す予定（以下、同様の箇所について同じ）。

(2) 設計・建設段階

| 段階 | リスクの種類 | リスクの内容 | 市 | 事業者 |
|--------------|--------------------|---------------------------------------|---|-----|
| 設計 建設 | 測量・調査 | 市が行った調査の不備、誤り等によるもの | ○ | |
| | | 事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの | | ○ |
| | 用地土壌汚染 | 土壌汚染によるもの | △ | △ |
| | 用地 埋蔵文化財 | 市が事前に公表した資料に明示されているもの | | ○ |
| | | 市が事前に公表した資料からは予見できなかったもの | ○ | |
| | 用地 地中障害物等 | 市が事前に公表した資料に明示されているもの | | ○ |
| | | 市が事前に公表した資料からは予見できなかったもの | ○ | |
| | 設計 | 設計の不備、誤り等によるもの | | ○ |
| | 設計変更 | 市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）によるもの | ○ | |
| | | プロスポーツリーグ規約や陸上競技場の認定基準等の変更によるもの | ○ | |
| | | 上記以外の事由によるもの | | ○ |
| | 建設工事の遅延・未完工 | 市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）によるもの | ○ | |
| | | 不可抗力によるもの | △ | △ |
| | | 上記以外の事由によるもの | | ○ |
| | 物価変動 | 設計・建設期間中のインフレ・デフレによるもの | △ | △ |
| | 建設工事費の増大 | 市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）によるもの | ○ | |
| | | 不可抗力によるもの | △ | △ |
| 上記以外の事由によるもの | | | ○ | |
| 工事監理 | 本工事の監理の不備、誤り等によるもの | | ○ | |

(3) 維持管理・運営段階

| 段階 | リスクの種類 | リスクの内容 | 市 | 事業者 |
|--------|-------------------------|---------------------------------------|---|-----|
| 維持管理運営 | 施設の契約不適合 | 事業者が整備していない施設等の場合 | ○ | |
| | | 事業者が整備した施設等の場合 | | ○ |
| | 性能 | 市の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するもの | | ○ |
| | 物価変動 | 運営・維持管理期間中のインフレ・デフレによるもの | △ | △ |
| | 需要変動（収入及び維持管理運営費用） | 市の責めに帰すべき事由（事業内容・用途の変更等）によるもの | ○ | |
| | | 不可抗力によるもの | △ | △ |
| | | プロスポーツリーグ規約や陸上競技場の認定基準等の変更によるもの | ○ | |
| | | 上記以外の事由によるもの | | ○ |
| | 光熱水費変動 | 物価変動以外の要因によるもの | | ○ |
| | 自主事業 | 自由提案施設の維持管理運営や自主事業の実施に係るすべてのもの | | ○ |
| | 施設・備品の損傷・盗難等 | 不可抗力によるもの | △ | △ |
| | | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ |
| | | 上記以外の事由によるもの | ○ | |
| | 債務不履行による | サービス水準の未達その他の事業者の債務不履行による事業契約の解除によるもの | | ○ |
| | | 支払債務の不履行その他の市の債務不履行による事業契約の解除によるもの | ○ | |
| | 支払遅延・不能 | 市の事由によるもの | ○ | |
| 施設明渡 | 施設移管手続きに伴う諸費用の発生によるもの | | ○ | |
| | 事業期間終了時における要求水準の保持によるもの | | ○ | |